

里帰り先での妊婦健診費用の一部を助成します

市では、里帰り出産などに伴い、県外の医療機関で妊婦健康診査を受けた人に、その費用の一部を助成します。

【対象者】 市内に住所を有している人で、里帰り出産などのため、県外の医療機関で妊婦健診を受診した人

【助成対象となる健診】 平成21年2月1日以降の健診受診分から

【助成限度額】

健診時期	助成限度額
初回	18,118円
20週前後	6,298円
24週前後	7,998円
30週前後	9,658円
36週前後	7,998円

【申請期間】

健診受診日から6カ月以内

【申請方法】 居住地の総合支所市民福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し押印の上、次の書類を添えて、直接提出してください。
①助成対象健診時期に該当する未

使用の妊婦健康診査受診票（助成券）

②妊婦健康診査受診状況が記載された母子健康手帳

③医療機関が発行する領収書

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課

地域保健係

☎ 0220 (58) 2116

軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税の賦課期日は4月1日です。例年、納付書を送付してから「もう車を持っていないのですが」との問い合わせを受けますが、軽自動車税は4月1日現在の納税義務者に対して課税されるため、4月1日以降に廃車の申告をしても普通車のような月割制度はなく、全額課税されます。名義変更などを行った場合は、早めに申告をお願いします。

また盗難・焼失などで車両を所有していないという場合でも、必ず廃車の申告が必要ですので、忘れずに各総合支所市民福祉課に届け出るよ

うにしてください。

【問い合わせ】

▶原動機付自転車・農耕車両・小型特殊自動車＝総務部税務課 市民税係

☎ 0220 (22) 2163

▶軽四輪・二輪・三輪＝軽自動車協会

☎ 022 (284) 1386

▶二輪の小型自動車（250cc～）＝宮城運輸支局

☎ 050 (5540) 2011

福祉灯油購入助成事業の申請は済みましたか？

福祉灯油購入助成事業の申請期限は、3月24日（火）までです。対象となる人は、忘れずに手続きをしましょう。

また、福祉灯油購入助成券の使用期限は、3月31日（火）までです。期限内にご利用ください。

【問い合わせ】

福祉事務所長寿介護課
長寿社会係

☎ 0220 (58) 5551



今年10月から、市県民税を公的年金から特別徴収する制度が始まります

◇特別徴収（天引き）の対象となる人

個人市県民税の納税義務がある人のうち、前年中に公的年金を受給している人で、当該年度の4月1日現在65歳以上の人が対象となります。

※非課税の人や、介護保険料の特別徴収の対象でない人などは、対象になりません。

◇特別徴収の対象となる税額

公的年金所得に対する市県民税額が対象です。公的年金以外の所得もある人は、公的年金分の税額が特別徴収、その他所得の税額は、納税通知書による納付か給与からの特別徴収になります。

◇納付の方法

▶公的年金からの特別徴収を開始する年度

	納税通知書で納付		公的年金から天引き		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

▶公的年金からの特別徴収を開始した年度の次年度以降

	公的年金から天引き					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度2月と同じ額	前年度2月と同じ額	前年度2月と同じ額	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1

【問い合わせ】 総務部税務課 市民税係 ☎ 0220 (22) 2163

2月28日～3月8日は子ども予防接種週間です



受け忘れていた予防接種はありませんか。

母子健康手帳を確認し、まだ済んでいない予防接種がありましたら、早めに受けましょう。

■定期予防接種

予防接種の種類	対象者	接種回数	備考	
ポリオ	生後3カ月～90カ月未満	2回	間隔：41日以上	
B C G	生後6カ月未満	1回		
ジフテリア・百日せき・破傷風（2期ジフテリア・破傷風）	1期初回	生後3カ月～90カ月未満	3回 間隔：20日から56日まで	
	1期追加		1回 間隔：1期初回（3回）終了後、6カ月以上	
	2期	11歳以上13歳未満	1回	
麻しん・風しん	1期	生後12カ月～24カ月未満	1回	
	2期	小学校就学前の1年間（平成14年4月2日～15年4月1日生まれ）	1回	【注意】 ▶2期・3期・4期の対象者は、接種期間が平成21年3月31日までとなっています。接種期間を過ぎると任意接種となり、有料となりますので、注意してください。
	3期	中学校1年生に相当する年齢の人（平成7年4月2日～8年4月1日生まれ）	1回	
	4期	高校3年生に相当する年齢の人（平成2年4月2日～3年4月1日生まれ）	1回	
日本脳炎	1期初回	生後6カ月～90カ月未満	2回 間隔：6日から28日まで	
	1期追加		1回 間隔：1期初回終了後、おおむね1年おく	
	2期	9歳以上13歳未満	1回	

※日本脳炎予防接種については、現在、積極的に受けることを勧められている予防接種ではありませんが、流行地へ渡航する場合など日本脳炎に感染するおそれが高く、特に希望する場合は定期接種として受けることができます。

◆定期予防接種に保護者が同伴できない場合は、委任状が必要となります

定期予防接種には、保護者の同伴が原則となっていますが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っている親族（祖父母など）などが同伴し、予防接種を受けることも可能です。その場合、保護者の委任状が必要となります。委任状は、各総合支所市民福祉課健康づくり係でお渡ししています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

なお、麻しん・風しん予防接種3期・4期については、保護者の同意書（予診票の裏面にあり）があれば、保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができます。

分からないことがあれば、気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎ 0220 (58) 2116 または 各総合支所市民福祉課 健康づくり係

3月1日から7日まで「春の全国火災予防運動」が実施されます

【防火標語】 「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

これから春先にかけて、空気が乾燥して火災の発生しやすい気候になります。

尊い生命と大切な財産を守るために、火災予防に努めましょう。

【問い合わせ】

消防本部・消防署

☎ 0220 (22) 0119

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たばこは、絶対にやめる。 ●ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。 ●ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
4つの対策	<ul style="list-style-type: none"> ●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。 ●寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。 ●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。 ●お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。